

議 事 録

令和 3 年 1 月 22 日

三浦市公共下水道事業における
民間資金等活用検討審議会

- 1 場 所 三浦市役所 本館 4階会議室
- 2 日 時 令和3年1月22日(金) 10時00分から11時30分
- 3 委員の現在数 4名
- 4 出席者氏名 森田 弘昭 委員(日本橋浜町Fタワー)
安登 利幸 委員(WE B)
弓削田 克美 委員(WE B)
星野 拓吉 委員(市役所)
- 5 議題
- (1) 三浦市公共下水道(東部処理区)の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例(案)の概要について
- (2) 三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業に係る実施方針の策定について
- (3) 三浦市公共下水道(東部処理区)運営事業に係る特定事業の選定について
- (4) その他
- 6 出席事務局 石井 真澄 上下水道部長(市役所)
山上 訓広 下水道担当部長(日本橋浜町Fタワー)
古川 篤 下水道課長(市役所)
小貫 剛 下水道課主査(日本橋浜町Fタワー)
田代 久 下水道課整備維持管理グループリーダー(市役所)
岡田 学 下水道課主任(市役所)
- 7 オブザーバー 青木 拓哉 国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課(WE B)
杉山 貴昭 国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課(WE B)
吉田 健 株式会社 建設技術研究所(日本橋浜町Fタワー)
渡邊 貴之 株式会社 建設技術研究所(市役所)
久保 祐輔 株式会社 建設技術研究所(市役所)

【10時00分開会】

事務局（担当部長） 開催に先立ちまして、上下水道部長の石井よりごあいさつ申し上げます。

事務局（上下水道部長） 上下水道部長の石井でございます。本日は、ご多忙の中、ご出席賜り誠にありがとうございます。

三浦市では、前回の審議会答申以降、「実施方針（案）」などへの意見募集、民間事業者との個別対話を実施してまいりました。

公表している実施方針（案）などへの意見を踏まえ、参画企業の要件を一部緩和するなど、「実施方針（案）」の修正を考えております。

また、この「実施方針（案）」に加え、「特定事業選定」が本日、諮問させていただく内容となっています。皆様には、専門的な見地からご審議いただき、ご意見をいただければと考えております。

また、諮問事項ではありませんが次回の3月市議会で、上程を予定している「実施方針条例の概要」については、「実施方針（案）」の修正とも関連する内容のため、ご報告させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局（担当部長） 続きまして、本日の資料の確認をさせていただきます。

はじめに、次第、資料1：三浦市公共下水道（東部処理区）の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例（案）の概要、資料2：三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業 実施方針（案）、資料2-1：実施方針（案）の修正概要について、資料2-2：運営事業業務実施体制について、資料3：三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業 特定事業の選定（案）となっています。資料が不足している場合には、お申し付けください。

それではただ今より、第4回三浦市公共下水道事業における民間資金等活用検討審議会を開催させていただきます。

これより議事に入りますが、本日の審議会には傍聴者がおいででございます。市役所の会場では、スクリーンでWEB会議の状況を傍聴できるようにしております。どうぞお入りください。

写真撮影につきましては、報道関係者に限り許可しております。注意事項をよくご理解いただき、このあと予定されています議題（2）の審議前までといたします。それでは議事を進めます。

本日の会議の成立についてご報告いたします。本日は、審議会委員4名全員の出席をいただいておりますので、審議会条例第

6条第2項の規定による会議成立の要件を満たしていることをご報告いたします。

それでは審議会条例の規定に基づき、以降の進行を議長であります森田会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

森田会長

日本大学の森田です。それでは、議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議事録の署名人ですが、安登委員と星野委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。後日、議事録をお送りいたしますので、署名、押印していただきたいと思

います。議事に入る前に、2点確認させていただきます。1点目は、オブザーバーの同席についてです。事務局から提案のあった、国土交通省下水道企画課、及び業務委託業者である株式会社建設技術研究所の同席を認めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

《異議なし》

森田会長

よろしいようですので、入室下さい。

《国土交通省下水道企画課、株式会社建設技術研究所入場》

森田会長

次に、この会議の公開・非公開について、確認したいと思います。本審議会の議事は原則公開ですが、本日の審議会については、議題（1）の「三浦市公共下水道（東部処理区）の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例（案）の概要について」までを公開とし、それ以降の審議につきましては、三浦市情報公開条例第18条第2号の規定に基づき、非公開としたいと思います。いかがでしょうか。

《異議なし》

森田会長

それでは、非公開とするときに改めてアナウンスいたします。また、事務局より連絡事項がありますので、よろしくお願いいたします。

事務局（担当部長）

傍聴者に申し上げます。今後、審議の過程で非公開部分については、退室いただくこととなりますので、ご了承ください。

森田会長

それでは、議事を進めてまいります。議題（1）三浦市公共下水道（東部処理区）の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例（案）の概要について、事務局から説明をお願いします。

事務局（課長）

「三浦市公共下水道（東部処理区）の公共施設等運営権に係る

実施方針に関する条例(案)の概要」についてご説明いたします。

今回ご報告させていただきますのは、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第18条の規定に基づき制定予定としております「三浦市公共下水道(東部処理区)の公共施設等運営権に係る実施方針に関する条例」について、令和3年第一回定例会に上程することといたしましたので、その概要をご報告させていただくものです。

資料1、ファイル名「③資料1 実施方針に関する条例(案)の概要」をご覧ください。

まず「1 趣旨【第1条関係】」です。ここでは「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第18条の規定に基づき、三浦市公共下水道事業計画区域(東部処理区)の総体のうち、処理場、ポンプ場及び管路施設(ただし、下水の排除方式は分流式であり、汚水のみを対象とする。以下「対象施設」という。)の公共施設等運営権(PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。以下「運営権」という。)に係る実施方針(PFI法第5条第1項に規定する実施方針をいう。)に関し必要な事項を定めるもの」としてあります。

「2 運営権の設定【第2条関係】」です。市長は、PFI法に基づき、選定事業者に、対象施設の運営等に係る運営権を設定するものとしてあります。

「3 民間事業者の選定手続【第3条関係】」です。対象施設に係る選定事業者として選定されようとする民間事業者を公募するとともに、民間事業者に対象施設の運営等に関する提案書等を提出させることを定めるもの。また、提案書等の提出があったとき、次に掲げる基準に照らして審査し、対象施設に係る選定事業者を選定するものとしており、基準は

- (1) 対象施設の運営等に関する提案が、当該運営等の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- (2) 前号の提案に沿った運営等を安定して行う人員、資産その他の技術的能力及び経営能力が運営権の存続期間を通じて確保されていること又は確保できる見込みがあること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、民間事業者の有する技術、経営資源及びその創意工夫等が十分に発揮され、対象

施設の運営等が低廉かつ安定して行われるために市長が必要であると認めたものであること。

と規定しています。

「4 運営等の基準【第4条関係】」です。運営権者は、民間事業者の有する技術、経営資源及びその創意工夫等を十分に発揮し、対象施設の運営等を低廉かつ安定して行わなければならないことを定めるもの、としています。

「5 業務の範囲【第5条関係】」です。運営権者が行う業務を定めるものとして、(1) 対象施設の経営に関する業務、(2) 対象施設の各種計画支援に関する業務、(3) 対象施設の改築に係る企画、調整、実施に関する業務、(4) 対象施設の維持管理に係る企画、調整、実施に関する業務、裏面に移りまして、(5) 管路施設の増築に係る企画、調整、実施に関する業務、(6) 前5号に掲げるもののほか、市長が必要であると認めた業務、としております。

「6 利用料金【第6条関係】」です。三浦市公共下水道（東部処理区）の利用者は、運営権者に対し、利用料金を納めなければならないとするもの。また、利用料金の額は、三浦市下水道条例（平成9年三浦市条例第5号。以下「条例」という。）に定める使用料の額に100分の90の範囲内で市長の定める割合を乗じて得た額に相当する額とするものとしており、この100分の90は市が実施した財政シミュレーションによると、事業期間内における利用料金割合が79.0%～83.5%であったことから、条例で定める範囲はその上限とし、余裕をもって100分の90としたものです。

「7 利用料金の減免【第7条関係】」として運営権者は、利用料金を減免することができることを定めております。

「8 運営権者の義務【第8条～第9条関係】」として運営権者に、(1) 損害賠償 (2) 秘密保持、を義務付けております。

「9 委任【第10条関係】」として、必要な事項は、市長が別に定めることとしております。

最後に「10 施行期日」を公布の日としております。

冒頭に申しあげました通り、この実施方針に関する条例を令和3年第一回定例会に上程いたしますので、その概要をご報告させていただきます。以上でございます。

森田会長

説明ありがとうございました。ただいまのご説明に対して、委

員の皆様からご意見・ご質問を承りたいと思いますが、いかがでしょうか。

意見がなければそのまま進めたいと思います。それでは、議題（１）については終了とします。この議事についてご意見・ご質問がないようなので、この条例(案)の概要に基づき、条例の手続きを進めてください。

続きまして、議題（２）三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業に係る実施方針の策定についてですが、議題に入る前に事務局から諮問書を受けたいと思います。

事務局（担当部長）

今回の諮問は、三浦市公共下水道事業における民間資金等活用検討審議会条例第２条の所掌事項のうち、いわゆる P F I 法第 18 条第 1 項に規定する実施方針を定めること、同法第 7 条の規定に基づき特定事業を選定することに関する事項となります。私のほうから、市長に代わりまして、諮問書を読み上げさせていただきます。

三浦市公共下水道事業における民間資金等活用検討審議会
会長 森田弘昭 様

三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業にかかる実施方針の策定及び特定事業の選定について、三浦市公共下水道事業における民間資金等活用検討審議会の意見を求めます。

令和 3 年 1 月 22 日 三浦市長 吉田英男

森田会長

ありがとうございました。WEB の会議でございますが、こちらで市長からの諮問書を確認に受け取ったということになります。今後、市長の諮問を受けまして、調査、審議、答申をすることになりましたが、改めて委員の皆様、事務局のご協力をお願いしたいと思います。

それでは議事に入りたいと思います。議題（２）三浦市公共下水道（東部処理区）運営事業に係る実施方針の策定について、事務局からの説明をお願いしたいと思います。ここから先の審議は非公開となります。

事務局（担当部長）

傍聴者に申し上げます。これより先の審議は、非公開となります。恐れ入れますが、速やかに退室してください。

《傍聴者 退室》